「安城こどもBOOSTERS宣言」ガイドライン

令和6年8月1日

1. 趣旨

本ガイドラインは、市民、企業、各種団体等（以下「市民等」という。）が安城こどもBOOSTERSの理念に賛同し、自らが安城こどもBOOSTERSとなることを宣言する場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

2. 安城こどもBOOSTERSの理念

安城こどもBOOSTERSとは第9次安城市総合計画が掲げる都市像である「ともに育み、未来をつくる　しあわせ共創都市　安城」を実現するために掲げた子どもを核としたまちづくりを推し進めていくキャッチフレーズです。

この安城こどもBOOSTERSのBOOSTという言葉には応援する、押し上げるといった意味合いがあります。まず**子どもたちを周りが応援し、応援された子どもたちが地域と繋がり、いずれ成長した子どもが今度は安城市をどんどん押し上げていく。**このように、子ども達を核として、どんどん活性化していくまちを私たちは目指します。

3. 対象者

下記の（1）から（5）までの全ての要件を満たす市民等を対象とします。

（1）2の安城こどもBOOSTERSの理念に賛同すること

（2）「こどもたちを、いちばん応援するまち」の実現に資する取組を行っている又はこれから取組を行う予定であること

（3）安城市に在住または在勤、在学しているか、安城市内で活動すること

（4）市税の滞納がないこと

（5）安城市暴力団排除条例（平成 24 年3月 23 日安城市条例第 17 号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団と密接な関係を有しないこと

4. 宣言にあたっての手続き

安城こどもBOOSTERS宣言をする市民等は、下記 URL からあいち電子申請・届出システムにアクセスいただき、必要事項を入力ください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-anjo-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=103217

5. 安城市が提供できること

（1）安城こどもBOOSTERSの呼称の使用

安城こどもBOOSTERSを名乗ることができます。

（2）宣言の公表

「氏名・企業名・団体名」、「取組内容」、「HP の URL」を希望により公表させていただきます。また、安城市が運営するソーシャルネットワークサービス（SNS）等でも情報発信させていただく場合があります。

（3）「安城こどもBOOSTERS」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用

①ロゴマークの提供

安城こどもBOOSTERS宣言をした市民等にロゴマークの電子データを JPEG、PDF、AI の3種類の拡張子で提供することができます。

②権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、安城市に帰属します。

③使用料

ロゴマークの使用料は無料とします。

④使用方法

ロゴマークは2の安城こどもBOOSTERSの理念に沿った市民等の活動のPRに使用できます。

⑤使用についての注意事項

原則、提供する電子データを使用し、以下のことに注意してください。

・カラーでの表示が可能な場合は、カラーのロゴマークを使用してください。ただし、やむを得ない理由がある場合は、白黒又は他の色での表示でも構いません。

・背景色にも注意して、ロゴマークを認識できるようにしてください。

・大きさに制限はありませんが、オリジナルロゴマークを変えることがないように、デザインの一部のみの使用、変形、縦横比率の変更及びデザイン部分と文字部分を分離しての使用等の加工はしないでください。

6. 禁止事項

活動内容やロゴの使用方法が以下のいずれかに該当する場合は、宣言を不適切とみなし、呼称及びロゴマークの使用を禁止するとともに、ホームページ等での公表をとりやめます。

（1）安城こどもBOOSTERSの理念に合致しない場合
（2）自己の商標や意匠にするなど、独占的又は営利目的に使用する場合
（3）第三者の権利（個人情報・著作権・肖像権など）を侵害する場合
（4）安城市の信用や品位を損なうような使用をする場合
（5）法令等や公序良俗に反するもの又はそのおそれのある場合
（6）人権侵害となる場合又はそのおそれのある場合
（7）特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
（8）活動内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある場合
（9）その他、市長が使用について不適当と認めた場合

【問い合わせ・連絡先】
安城市企画部企画政策課企画政策係
TEL：(0566)71-2204
Mail：kikaku@city.anjo.lg.jp